

令和3年度
第1回社会福祉審議会資料

令和3年11月

目 次

説明事項

社会福祉審議会の概要について . . . P 1

審議事項

エ 社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位設定基準について . . . P 9

報告事項

ア 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について . . . P 13

イ 児童福祉専門分科会の決議事項について . . . P 14

社会福祉審議会の概要

1 社会福祉審議会とは

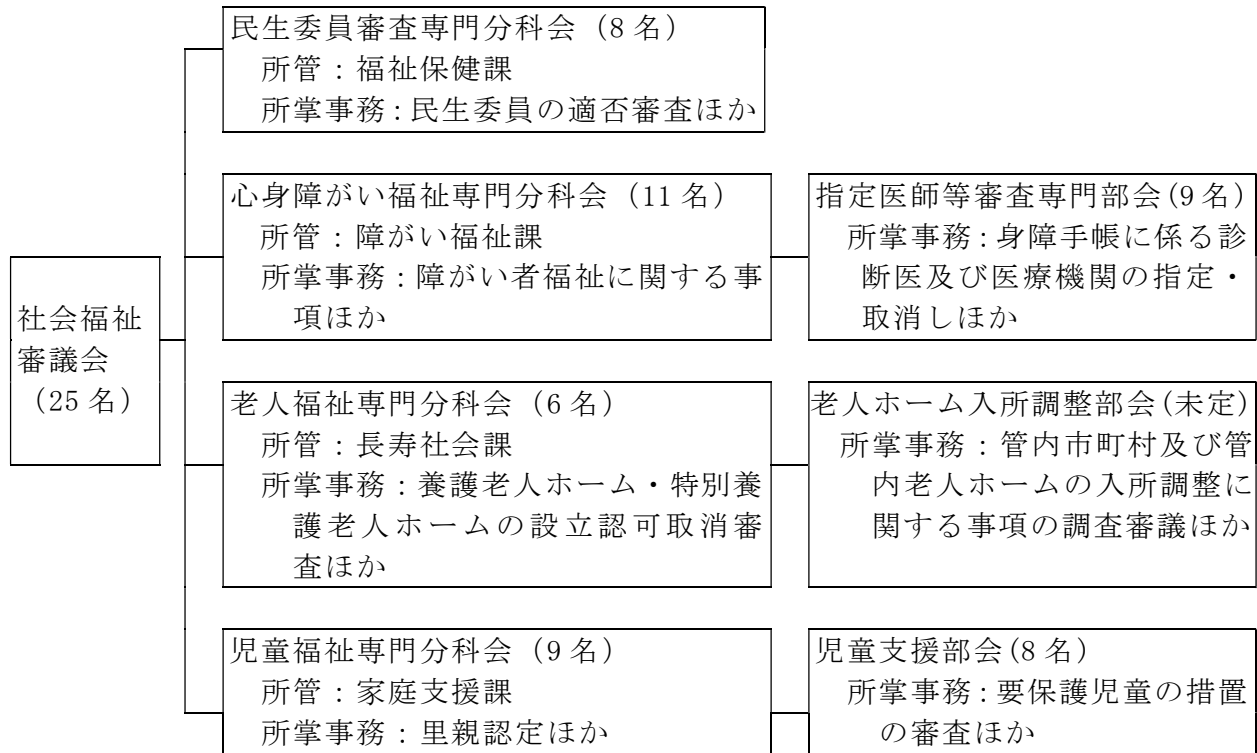
社会福祉に関する事項を専門家の立場から調査・審議するために都道府県並びに政令市及び中核市に設置されるもので、各福祉事業に関する事項を調査し、知事の諮問に対して答申を行い、関係行政機関への意見も具申することにより、県民の福祉向上に寄与することを目的として設置されるもの。

【設置根拠法令】社会福祉法第7条及び鳥取県社会福祉審議会条例

2 審議会の構成

社会福祉審議会の所掌事項は、福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための「専門分科会」及びその専門分科会内に「部会」が設置されている。
（各分科会の決議事項は審議会本会への報告が必要である）

【社会福祉審議会及び各分科会（部会）の概念図】※人数は R3.10.22 時点



3 審議会の委員

社会福祉審議会は、社会福祉法により都道府県議会の議員、社会福祉事業に従事するもの、学識経験者のうちから知事が任命すると規定されている。

また、身体障害者手帳の障害程度を医学的に判定するなど特別の事項を調査するために臨時委員を置くことができる。

委員の任期は3年間であり、次回改選は R6 年 10 月に行う。

４ 社会福祉審議会における主な審議事項

（１）本会議

社会福祉法人設立認可、社会福祉施設整備の審査、地域協議会に諮るべき案件の審査

（２）専門分科会、部会

専門分科会、 審査部会の名称	主な所掌事務
民生委員審査専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員の適否の審査に関する事項 ・ 民生委員の解嘱の審査に関する事項
心身障がい福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい者、知的障がい者及び心身障がい児の福祉に関する事項 ・ 要保護児童（心身障がい児に限る）の措置の審査に関する事項
指定医師等審査部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳に係る診断医の指定及び指定の取消しに係る審査に関する事項 ・ 身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項 ・ 自立支援医療を担当する医療機関の指定又は指定の取り消しに関する事。
老人福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人の福祉に関する事項の調査審議 ・ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の取消しに係る審査に関する事項
老人ホーム入所調整部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内市町村及び管内老人ホームの入所調整に関する事項の調査審議
児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童（心身障がい児を除く。）、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項 ・ 保育所の設置認可に関する事項 ・ 里親又は保護受託者の認定の審査に関する事項 ・ 芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等への必要な勧告
児童支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童（心身障害児を除く）の措置の審査に関する事項 ・ 児童虐待の分析、調査研究及び検証に関する事項 ・ 認可外保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故の検証

【参考】近年の本会開催状況

年度	開催日	主な審議事項ほか
H29	第 1 回 (H29.10.26(木))	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設整備費国庫協議優先順位設定基準について（障がい福祉課） ・母子生活支援施設の施設整備について（家庭支援課） ・鳥取県社会福祉審議会規程の改正について
	第 2 回 (H30.2.8(木))	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位（平成 30 年度）について ・社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位（平成 29 年度補正分事後報告）について ・子ども・子育て支援整備交付金について
H30	第 1 回 (H30.10.25(木))	<ul style="list-style-type: none"> ・役員（委員長）選出 ・副委員長、所属する専門分科会及び部会の決定 ・鳥取県社会福祉審議会規程の改正について（福祉保健課） ・社会福祉施設等施設整備費国庫協議優先順位設定基準について（障がい福祉課） ・児童養護施設の施設整備について（家庭支援課）
	第 2 回 (H31.2.7(木))	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位（平成 30 年度）について ・社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位（平成 29 年度補正分事後報告）について ・子ども・子育て支援整備交付金について
R1	第 1 回 (R1.10.31(木))	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設整備費国庫協議優先順位設定基準について（障がい福祉課）
	第 2 回 (R2.2.8(木))	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位（令和 2 年度）について ・社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位（令和元年度補正分事後報告）について ・子ども・子育て支援整備交付金について
R2	第 1 回 (R2.10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位設定基準について
	第 2 回 (R3.2 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について ・社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（令和 3 年度）について ・子ども・子育て支援整備交付金について ・児童養護施設の改築（鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金）について

※R2 年度は書面開催

社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

鳥取県社会福祉審議会条例（平成 12 年 3 月 28 日公布）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条から第 12 条まで並びに社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、鳥取県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議事項の特例）

第 2 条 審議会は、社会福祉法第 12 条第 1 項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 26 人以内で組織する。

（任期）

第 4 条 審議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

（委員長の職務の代理）

第 5 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会）

第 7 条 審議会に、社会福祉法第 12 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。
2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
5 前 2 条の規定は、専門分科会の運営について準用する。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

（雑則）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

鳥取県社会福祉審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号）第9条の規定により、鳥取県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(副委員長)

第2条 審議会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(部会の設置等)

第3条 心身障がい福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため指定医師等審査部会を置く。

2 老人福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため老人ホーム入所調整部会を置く。

3 児童福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため児童支援部会を置く。

4 児童支援部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

5 各部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

6 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(分科会の分掌事務)

第4条 民生委員審査専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

(1) 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議すること。

(2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第11条第2項の規定による同意に関し、審議すること。

2 心身障がい福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

(1) 身体障がい者、知的障がい者及び心身障がい児の福祉に関する事項を調査審議すること。

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第15条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第3項の規定による意見に関し、審議すること。

(3) 令第5条第1項の規定による諮問に関し、審議すること。

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項の規定による諮問のうち、心身障がい児に関する事項に関し、審議すること。

(5) 児童福祉法第8条第7項の規定による知的障がい者及び心身障がい児の福祉を図るため、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。

3 老人福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

(1) 老人の福祉に関する事項を調査審議すること。

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第19条第2項の規定による意見に関し、審議すること。

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による老人福祉に関する実情の把握及び福祉の措置の調整に関する事項を調査審議すること。

4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

(1) 児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。

- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 6 項の規定による諮問（心身障害児に関するものを除く。）に関し、審議すること。
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 15 第 3 項の規定による意見に関し、審議すること。
- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 6 項の規定による意見に関し、審議すること。
- (5) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 29 条の規定による意見に関し、審議すること。
- (6) 児童福祉法第 8 条第 7 項の規定による児童の福祉を図るため、芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。
- (7) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 4 条第 5 項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。
- (8) 認可外保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故の検証を行うこと。

（部会の分掌事務）

第 5 条 指定医師等審査部会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第 4 条第 2 項第 1 号のうち、障害者自立支援法第 54 条の 2 による指定自立支援医療機関の指定、及び同法第 68 条による指定自立支援医療機関の取消について、専門的審査が必要となる事項に関し、審議すること。
- (2) 第 4 条第 2 項第 2 号の規定による意見に関し、審議すること。
- (3) 第 4 条第 2 項第 3 号の規定による諮問に関し、審議すること。

2 老人ホーム入所調整部会は次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第 4 条第 3 項第 3 号の業務

3 児童支援部会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第 4 条第 4 項第 2 号の業務
- (2) 第 4 条第 4 項第 7 号の業務
- (3) 第 4 条第 4 項第 8 号の業務

（専門分科会の召集）

第 6 条 専門分科会は、委員長が必要と認めるとき、又は専門分科会長が審議すべき事項を示して要請し、その必要があると認めるとき、委員長が召集する。

（部会の召集等）

第 7 条 部会は、専門分科会長が必要と認めるとき、召集する。

- 2 部会は、部会長が議長となる。
- 3 部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会の決議等）

第 8 条 審議会は、第 4 条第 2 項第 1 号（ただし、第 5 条第 1 項第 1 号の業務に限る。）、第 2 号、第 3 号及び第 4 号、同条第 3 項第 2 号、同条第 4 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定による専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の審議会に報告するものとする。

(部会の決議等)

第9条 専門分科会は、部会の決議をもって、専門分科会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の専門分科会に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は委員長が別途定める。

附 則

この規程は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年10月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年10月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年10月25日から施行する。

社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位設定基準について

ささえあい福祉局障がい福祉課

令和4年度における施設整備費補助金の国庫補助協議にあたり、その優先順位を決定するための基準について、鳥取県社会福祉審議会に諮るものである。

1 制度概要

社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が設置する障がい福祉サービス事業所や障害者支援施設等（鳥取市内を除く）について、創設、修繕等の施設整備を行う事業に対し、国と県が協調（国1/2、県1/4、事業者1/4）して補助。各法人へ申請要望を照会し、応募があったものに優先順位を設定した上で国に協議を行い、内示を受ける。

〈スケジュール〉

令和3年9月	要望照会締切
令和3年11月	社会福祉審議会において優先順位設定基準決定
令和4年2月	社会福祉審議会において優先順位決定
令和4年6月	国から内示（内示後、事業開始可能）
令和4年7月	交付申請

2 近年の国予算と鳥取県への国補助金配分額（単位：千円）

	国予算（R4は概算要求額）	鳥取県国補助金配分額
R4当初	4,812,175	未定
R3当初	4,812,175	37,166
R2補正	2,375,005	208,581
R2当初	17,440,262	341,594

3 社会福祉施設等施設整備費補助金の優先順位設定基準について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、社会福祉施設等については、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進することとされている。災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備が国の優先順位に設定されたため、県の優先項目に追加し、建築基準法に基づく耐震化基準に満たない施設等の耐震化整備、災害による停電時の電源確保のための非常用自家発電設備整備、スプリンクラーの整備と合わせて引き続きSの区分とする。

新型コロナウイルス感染症が全国で発症が継続していることを受け、入所系施設において、感染拡大防止のため、多床室の個室化に関する整備をSの区分に維持する。

【概要】（詳細は別紙設定基準を参照）

- ・引き続き、受入れ先が不足している強度行動障がい児者及び重度障がい児者の定員を増加させる整備を最優先項目とする。
- ・施設の防災・減災の観点から、耐震化整備・ブロック塀の改修・非常用自家発電設備整備・スプリンクラー整備を行う整備に加え、災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備を次の優先項目とする。引き続き、地域生活支援拠点の整備も優先的に行う。
- ・新型コロナウイルス感染症が全国で発症していることを受け、入所系施設において、感染拡大防止のため、多床室の個室化に関する整備を優先的に行う。
- ・その他については、障害福祉計画におけるサービス需要見込に対し、現サービス提供体制が不足しているサービスの定員を増やす整備を優先する。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準（案）

令和3年10月1日
ささえあい福祉局障がい福祉課

I 目的

令和4年度分社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。（今後の国庫協議方針は現時点で不明であるが、一県当たりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。なお、令和3年度に国の補正予算で本国庫補助金が措置された場合も本基準を適用するものとする。）

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、県の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

1 県優先項目

整備区分	優先項目	理由
S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等	(1) ①強度行動障がい児者、②重度障がい児者（生活介護、グループホーム、放課後等デイサービス、短期入所に限る）を対象とする定員を増加させる整備。（①、②の順で優先とする。）	入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため、現在不足している地域の受け皿となる環境の整備が緊急的に必要であるため。
	(2) ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修整備。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、現在1部屋を2人以上で利用している居室の改修を推奨する。
	(3) 施設の防災・減災の観点から、①建築基準法に基づく耐震化基準に満たない施設等の耐震化整備、②災害による停電時の電源確保のための非常用自家発電設備整備、③災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、④洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備、⑤安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備、⑥グループホームにスプリンクラーを設置する大規模改修を行うもの。（消防法上の設置義務のある事業所に限る。定員・面積の多い施設を優先する。）（①、②、③、④、⑤、⑥の順で優先とする。）	「 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等は、耐震化整備、ブロック塀の改修、 水害対策強化 及び非常用自家発電設備整備を行うこととされ、緊急的に対応が必要であるため。 また、消防法施行令改正により既存グループホームのうち支援区分の高い者が大半を占めるグループホームにスプリンクラー設置義務が生じたことによる。
	(4) 地域生活支援拠点に位置づけられる施設整備に係る経費。（定員・面積の多い施設を優先する。）	障がい児者の重度化等や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がい児者の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があるため。

整備区分	優先項目	理由
A 定員を増加させる整備	(1) 圏域におけるサービス提供体制（定員数）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより低いサービスの整備。（1件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして計画達成率を再計算する。）	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2) ①重度障がい児者（S(1)②で対象の施設以外）、②精神障がい者（グループホームに限る）を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	重度障がい児者、精神障がい者の地域移行を促進するため。
	(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大。
	(4) 市町村におけるサービス提供体制（定員数）の、県障害福祉計画の整備達成率がより少ないサービスの整備。	市町村において不足しているサービスを充足させるため。
	(5) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	事業の公平性を確保するため。
	(6) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
	(3) (1)、(2)以外の修繕等。	
	(4) 入所施設又は居住サービス事業所である。	
	(5) ①強度行動障がい児者、②重度障がい児者を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	
	(6) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(7) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

2 協議順位の決定方法

(1) 整備区分の優先順位

「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」を最優先する。次に「A 定員を増加させる整備」、その次に「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の優先順位とする。ただし、「A 定員を増加させる整備」について、圏域における現状のサービス提供体制（定員数）が県障害福祉計画による計画値以上である場合は「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」より後順位とする。

※既に事業を実施しており移転するための整備を行う場合、移転前後で定員の増加がなければ「定員を増加させる整備」には含まない。ただし、事業実施希望取りまとめ時点では事業を実施しておらず、施設整備までの間、一時的に借家等により事業を開始することにより圏域における定員を増加させ、整備後に移転する計画である場合は、移転時に定員の増加がなくとも「定員を増加させる整備」として取り扱う。

(2) 整備区分内での優先順位

ア 「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」の整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は項目(1)、(2)、(3)、(4)の順とし、さらに項目の中で複数の申請がある場合は、定員の多い順、定員が同数の場合は面積の大きい順とする。

イ 「A 定員を増加させる整備」、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」それぞれの整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は、整備区分それぞれの優先項目(1)、(2)、(3)・・・の順

に、より上位の項目を満たすものを優先し、順位を決定する。

<例>

Aの優先項目(1)について、東部圏域のグループホームが、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低く、東部圏域のグループホームの整備をX、Y、Zが希望している場合。

	優先項目(2)		優先項目(3)		優先項目(4)	順位
X事業	○	→	X事業	○	→	1
Y事業	○		Y事業	×		
Z事業	○		Z事業	○		

上図のとおり段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行なったものとして、東部圏域のグループホームの県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正。

これにより、中部圏域の生活介護が、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低くなり、中部圏域の生活介護の整備をS、T、Uが希望している場合。

	優先項目(2)		優先項目(3)	順位
S事業	○	→	S事業	×
T事業	×		T事業	
U事業	○		U事業	○

同様に、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業を2位と決定。2位となったUの整備を行ったものとして、中部圏域の生活介護の県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正し、その後は、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が一番低いものを優先とする。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

(報告事項)

令和3年9月3日
長寿社会課

令和3年度交付予定は以下のとおりです。

1 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

事業者	施設種別	施設名 (所在地)	交付予定額 (千円)
社会医療法人 敬仁会	介護老人福 祉施設	ル・ソラリオン名和 (西伯郡大山町西坪 520-1)	20,897
	介護老人保 健施設	ル・サンテリオン (倉吉市山根 55-233)	26,738
合 計			47,635

2 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

事業者	施設種別	施設名 (所在地)	交付予定額 (千円)
社会福祉法人 真誠会	介護老人福 祉施設	ピースポート (米子市大崎 1511-1)	5,000

<高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業>

高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力、水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)の整備を支援する事業

※負担割合は、国 1/2、自治体 1/4、事業者 1/4

<高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業>

施設の立地等により、十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気出来るよう、換気設備の設置に必要な経費を支援する事業

※負担割合は、国 10/10

報 告

児童福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第４条第４項第５号に基づき、下記事項について令和３年３月１９日及び令和３年７月１４日に決議したので、同規程第８条の規定により報告します。

記

児童福祉法施行令第２９条に規定する里親の認定に必要な決議

次の者についての認定を、適当と認めた。

区 分	住 所	答申年月日
親 族 里 親	鳥 取 市	令和３年４月７日
養 子 縁 組 里 親	鳥 取 市	令和３年４月７日
親 族 里 親	琴 浦 町	令和３年４月７日
親 族 里 親	琴 浦 町	令和３年４月７日
養 育 里 親	琴 浦 町	令和３年４月７日
養 育 里 親	米 子 市	令和３年７月２０日